



孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

内閣府孤独・孤立対策推進室提出資料

令和8年7月3日

法テラスの在り方に関する有識者検討会 第5回会議

孤独・孤立対策について

「孤独」 (一般的な捉え方)

主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

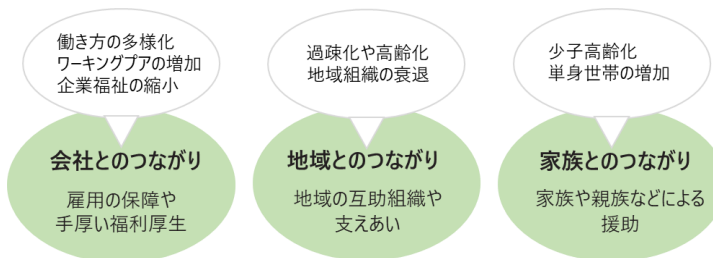
「孤立」 (一般的な捉え方)

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す



「孤独・孤立の状態」(孤独・孤立対策推進法における定義) 孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

- ✓ **社会構造の変化**(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など)により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。



- ✓ 加えて、**コロナ禍**により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- ✓ 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、**30～39歳(6.1%)が最も高く、次いで40～49歳(5.7%)及び50～59歳(5.7%)**となっている。(内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和7年)」)
- ✓ **こどもの自殺者数は増加**し、高止まっている状況(令和元年399人→令和7年538人)。



- 孤独・孤立対策推進法や重点計画に基づき、総理を本部長とする**孤独・孤立対策推進本部**の下、**孤独・孤立対策担当大臣が司令塔**となり、**NPO等との水平的連携を図りつつ、関係府省連携**して対策を推進。
- 内閣府孤独・孤立対策推進室においては、黄川田大臣・津島副大臣・古川政務官の下、主に以下の取組を実施。
 - ・ 重点計画の策定・推進を中心に、政府全体の孤独・孤立対策の推進を図るための**企画立案・総合調整**
 - ・ 孤独・孤立の実態把握のための**全国調査**の実施、**有識者会議**や**官民連携プラットフォーム**における議論
 - ・ **地方公共団体及びNPO等の取組の支援**(交付金等の活用や先駆的な取組の横展開等)
 - ・ **孤独・孤立の予防を目指した取組の推進**
(「強化月間(5月)」の実施などの広報・啓発や「つながりサポーター」の養成・普及、居場所・つながりづくり等)



趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① **孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るもの**であり、**社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。**
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進(全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等)
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う**孤独・孤立対策地域協議会**を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

孤独・孤立対策推進本部

- 孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第20条に基づき、内閣府の特別の機関として設置。
- 孤独・孤立対策推進本部令において、孤独・孤立対策推進本部の庶務は政策統括官が処理すること及び本部の運営に必要な事項は本部長が本部に諮って定めること規定する。
- 孤独・孤立対策推進本部本部員である閣僚を補佐するとともに、関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される推進会議を下部会議として設置する。

所掌事務(法第21条)

- ①孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②上記のほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

本部構成員(法第23条～第25条)

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官及び孤独・孤立対策担当大臣
構成員 総務大臣

法務大臣

文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
⇒全閣僚が構成員となるよう指定を行う

(参考)孤独・孤立対策推進会議構成員

議長 孤独・孤立対策担当大臣
議長代行 孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長 孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員 全府省庁の局長・審議官級

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている(推進法第8条)。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念(推進法第2条)

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制(イメージ図)

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援(具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施)、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

・地方公共団体が設置する各種機関(保健所・保健センター、学校 等)

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体(スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等)
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

②孤独・孤立対策地域協議会

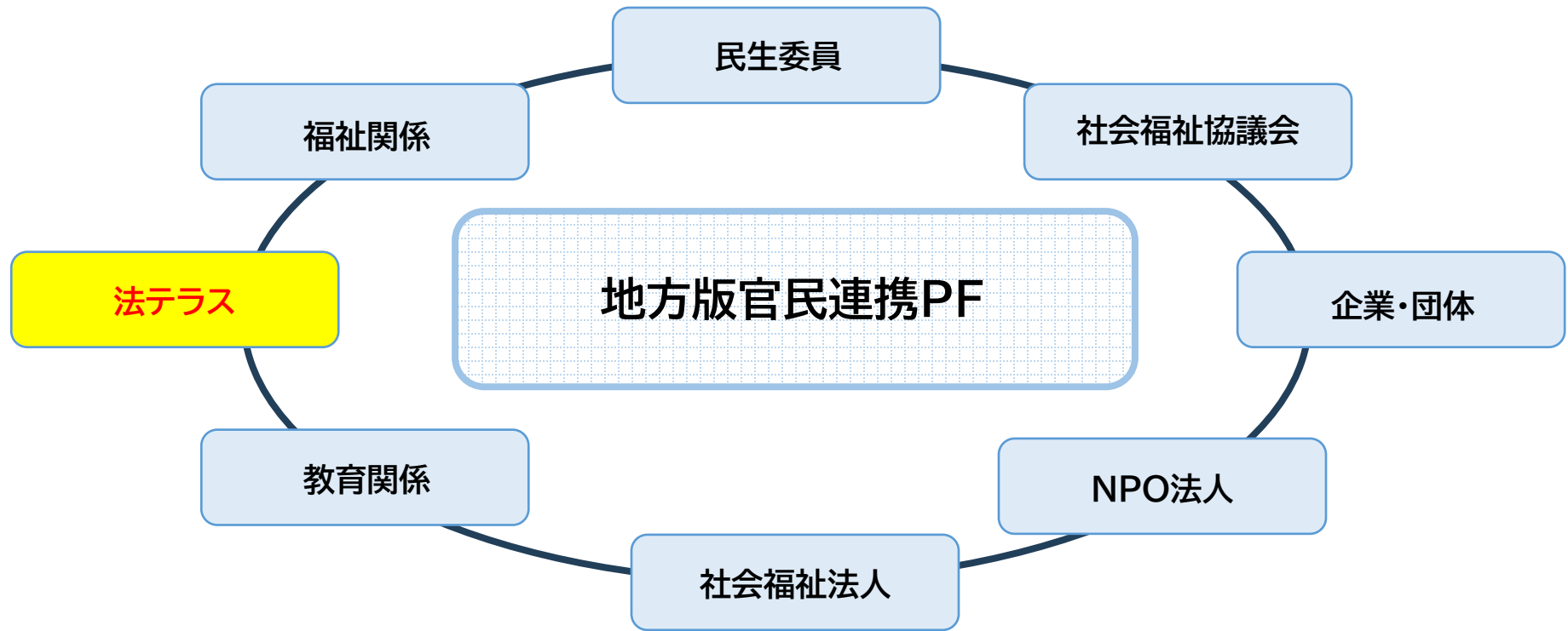
当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務(罰則付き)あり

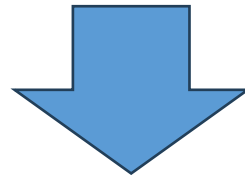
※地域の実情に応じて組み立て

法テラスと地方版官民連携プラットフォームの連携の可能性(イメージ図)



➤ 法テラスに相談に訪れた当事者に対し、PFのリソースを活かし、本人の支援ニーズに応じた法的援助以外の支援も可能に

➤ PFの関係機関に相談に訪れた当事者に対し、法テラスによる法的支援につなげることが可能に



➤ 当事者はどちらかの窓口を通じて双方のリソースにアクセス可能に

➤ 法的問題に加え、生活困窮や孤独・孤立、心身の不調など多様な課題が複雑に絡み合っている当事者を適確に支援につなげられる可能性